

札幌市保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業に係る補助金交付要綱

(令和4年1月26日 子ども未来局長決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症への対応と少子高齢化への対応が重なる最前線において働く、幼稚園、保育所、認定こども園及び地域型保育事業所等における保育士、幼稚園教諭、保育教諭等の賃金改善を実施する事業者に対し、予算の範囲内においてその経費を補助することについて必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 認可保育所 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号（以下「法」という。））第7条第4項に規定する保育所をいう。
- (2) 認定こども園 法第7条第4項に規定する認定こども園をいう。
- (3) 幼稚園 法第7条第4項に規定する幼稚園をいう。
- (4) 地域型保育事業 法第7条第5項に規定する地域型保育事業をいう。
- (5) 保育所等 同項前3号までに掲げる施設及び地域型保育事業を実施する施設をいう。
- (6) 事業者 前号に掲げる保育所等の設置者をいう。
- (7) 賃金改善 本事業の実施により、職員について、雇用形態・職種・勤続年数・職責等が事業実施年度と同等の条件の下で、本事業実施前に適用されていた算定方法に基づく賃金水準を超えて、賃金を引き上げることを行う。

(対象者)

第3条 本事業の対象は、保育所等に勤務する職員（非常勤職員を含み、法人役員を兼務する施設長を除く。）とする。

(補助対象事業費)

第4条 この要綱に定める補助金の対象事業費は、次の各号に掲げる事業費とする。

- (1) 令和4年2月から同年9月までの間、職員に対して3%程度（月額9,000円）の賃金改善を行うために必要な事業費（以下「賃金改善部分」という。）。
- (2) 令和3年人事院勧告に伴う国家公務員給与の改定内容が令和4年度の公定価格に反映された場合に、それにより見込まれる公定価格の減額分に対応するための事業費（以下「国家公務員給与改定対応部分」という。）。

(事業の実施要件)

第5条 本事業の実施要件は、次の各号のとおりとする。

- (1) 原則として、令和4年2月から職員に対する賃金改善を実施すること。
- (2) 本事業による賃金改善（国家公務員給与改定対応部分への対応を含む。以下（3）及び（6）において同じ。）に係る計画書を作成し、計画の具体的内容を職員に周知すること。
- (3) 本事業による補助額は、職員の賃金改善及び当該賃金改善に伴い増加する法定福利費等の事業主負担分に全額充てること。なお、法定福利費等の事業主負担分については、

以下の算式により算定した金額を標準とする。

〈算式〉

令和2年度における法定福利費等の事業主負担分の総額÷令和2年度における賃金の総額
×賃金改善額

- (4) 本事業による賃金改善が賃上げ効果の継続に資するよう、最低でも賃金改善の合計額の3分の2以上は、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げにより改善を図ること。ただし、給与規程の改定に時間を要するなど、やむを得ない場合は、令和4年2月分及び3月分についてはこの限りではない。
- (5) 本事業により改善を行う賃金項目以外の賃金項目（業績等に応じて変動するものを除く。）の水準を低下させていないこと。
- (6) 令和4年10月以降においても、本事業により講じた賃金改善の水準を維持すること。
- (7) 令和4年度の賃金に関する規程について、令和3年人事院勧告を受けた国家公務員給与の改定に伴う公定価格の引下げに関わらず、当該引下げに係る分を賃金水準に反映していないこと。

(事業の実施手続き)

第6条 本事業を実施する事業者は、事業開始にあたって市長に事業計画書等を提出することとする。

2 本事業を実施した事業者は、事業終了後、市長に事業実績報告書等を提出することとする。

(補助金の交付)

第7条 市長は、前条に定める事業計画書の提出を受けたときは、その内容を審査し、補助することが適当であると認めるときは、補助金額を決定し、補助金を交付することができる。

(補助額の算定)

第8条 補助額は、保育所等ごとに、賃金改善部分、国家公務員給与改定対応部分それぞれ、別表に定める年齢区分別の補助基準額を基に、以下の算式により算定する。

〈算式〉

補助基準額（月額）×令和3年度年齢別平均利用児童数（見込み）×事業実施月数

※令和3年度年齢別平均利用児童数（見込み）とは、令和3年度における各月初日の利用児童数（広域利用の児童数を含む。）の総数を12で除して得た数をいう。なお、算出にあたっては、令和3年12月までは実績値とし、令和4年1月以降は推計値とする。推計値の算出にあたっては、過去の実績等を勘案し、実態に沿ったものとする。

※事業実施月数は、令和4年2月からの賃金改善部分、令和4年4月からの国家公務員給与改定対応部分ごとの実施月数によること。

(補助金の返還)

第9条 市長は、事業実績報告書等により、保育所等において実施された賃金改善の内容が第5条各号の要件を満たさないことが確認された場合、特段の理由がある場合を除き、期限を定めて補助額の全部又は一部について返還を命じなければならない。

(加算金及び延滞金)

第10条 事業者は、第9条の規定により、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令にかかる補助金の受領日から納付日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場

合におけるその後の期間については、既納額を控除した額)につき、年 10.95 パーセントの割合で計算した加算金を本市に納付しなければならない。

2 事業者は、補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付日までの日数に応じ、その未納額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を本市に納付しなければならない。

3 市長は、前 2 項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、加算金または延滞金の全部または一部を免除することができる。

(他の補助金等の一時停止等)

第 11 条 市長は、事業者が補助金の返還を命ぜられ、当該補助金、加算金または延滞金の全部または一部を納付しない場合において、その者に対して他の事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、または当該補助金等と未納付額とを相殺することができる。

(立入調査等)

第 12 条 市長は、補助金にかかる予算の執行の適正を期するため、必要があると認めるときは、事業者に対して報告をさせ、または当該職員にその事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(委任)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は、支援制度担当部長が定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 4 年 1 月 26 日から施行する。

幼稚園

定員区分	年齢区分	賃金改善部分	国家公務員給与 改定対応部分
15人まで	4歳以上児	4,460円	940円
	3歳児	4,840円	1,030円
	満3歳児	5,530円	1,220円
16人から 25人まで	4歳以上児	2,700円	690円
	3歳児	3,080円	780円
	満3歳児	3,770円	970円
26人から 35人まで	4歳以上児	1,940円	400円
	3歳児	2,330円	490円
	満3歳児	3,010円	680円
36人から 45人まで	4歳以上児	1,760円	490円
	3歳児	2,140円	590円
	満3歳児	2,830円	780円
46人から 60人まで	4歳以上児	1,690円	370円
	3歳児	2,070円	470円
	満3歳児	2,760円	660円
61人から 75人まで	4歳以上児	1,440円	340円
	3歳児	1,820円	440円
	満3歳児	2,510円	630円
76人から 90人まで	4歳以上児	1,270円	300円
	3歳児	1,650円	390円
	満3歳児	2,340円	580円
91人から 105人まで	4歳以上児	1,180円	260円
	3歳児	1,560円	350円
	満3歳児	2,250円	540円
106人から 120人まで	4歳以上児	1,080円	240円
	3歳児	1,460円	330円
	満3歳児	2,150円	520円
121人から 135人まで	4歳以上児	1,020円	240円
	3歳児	1,400円	330円
	満3歳児	2,090円	520円
136人から 150人まで	4歳以上児	960円	230円
	3歳児	1,340円	450円
	満3歳児	2,030円	640円
151人から 180人まで	4歳以上児	870円	200円
	3歳児	1,260円	290円
	満3歳児	1,940円	480円
181人から 210人まで	4歳以上児	810円	190円
	3歳児	1,200円	290円
	満3歳児	1,880円	480円
211人から 240人まで	4歳以上児	770円	170円
	3歳児	1,150円	260円
	満3歳児	1,840円	450円
241人から 270人まで	4歳以上児	730円	180円
	3歳児	1,120円	270円
	満3歳児	1,800円	460円
271人から 300人まで	4歳以上児	710円	160円
	3歳児	1,090円	260円
	満3歳児	1,780円	450円
301人 以上	4歳以上児	640円	150円
	3歳児	1,030円	250円
	満3歳児	1,720円	440円

保育所

定員区分	年齢区分	賃金改善部分	国家公務員給与 改定対応部分
20人	4歳以上児	4,240円	910円
	3歳児	4,670円	1,030円
	1、2歳児	6,070円	1,330円
	乳児	8,350円	1,860円
21人から 30人まで	4歳以上児	2,980円	580円
	3歳児	3,410円	690円
	1、2歳児	4,800円	1,200円
	乳児	7,080円	1,730円
31人から 40人まで	4歳以上児	2,300円	480円
	3歳児	2,730円	590円
	1、2歳児	4,130円	1,010円
	乳児	6,410円	1,540円
41人から 50人まで	4歳以上児	2,200円	450円
	3歳児	2,630円	570円
	1、2歳児	4,020円	980円
	乳児	6,300円	1,510円
51人から 60人まで	4歳以上児	1,910円	390円
	3歳児	2,340円	510円
	1、2歳児	3,730円	1,020円
	乳児	6,010円	1,550円
61人から 70人まで	4歳以上児	1,700円	350円
	3歳児	2,130円	470円
	1、2歳児	3,520円	980円
	乳児	5,800円	1,510円
71人から 80人まで	4歳以上児	1,540円	320円
	3歳児	1,970円	430円
	1、2歳児	3,370円	940円
	乳児	5,650円	1,470円
81人から 90人まで	4歳以上児	1,420円	290円
	3歳児	1,850円	400円
	1、2歳児	3,250円	930円
	乳児	5,530円	1,460円
91人から 100人まで	4歳以上児	1,290円	240円
	3歳児	1,720円	350円
	1、2歳児	3,110円	790円
	乳児	5,390円	1,320円
101人から 110人まで	4歳以上児	1,210円	220円
	3歳児	1,640円	330円
	1、2歳児	3,040円	860円
	乳児	5,320円	1,390円
111人から 120人まで	4歳以上児	1,150円	220円
	3歳児	1,580円	330円
	1、2歳児	2,970円	760円
	乳児	5,250円	1,280円
121人から 130人まで	4歳以上児	1,100円	310円
	3歳児	1,530円	420円
	1、2歳児	2,920円	740円
	乳児	5,200円	1,270円
131人から 140人まで	4歳以上児	1,050円	310円
	3歳児	1,480円	420円
	1、2歳児	2,870円	760円
	乳児	5,150円	1,290円
141人から 150人まで	4歳以上児	1,010円	320円
	3歳児	1,440円	430円
	1、2歳児	2,830円	740円
	乳児	5,110円	1,260円
151人から 160人まで	4歳以上児	1,060円	180円
	3歳児	1,490円	290円
	1、2歳児	2,880円	720円
	乳児	5,160円	1,250円
161人から 170人まで	4歳以上児	1,020円	180円
	3歳児	1,450円	300円
	1、2歳児	2,850円	740円
	乳児	5,130円	1,270円
171人以上	4歳以上児	990円	180円
	3歳児	1,420円	290円
	1、2歳児	2,810円	820円
	乳児	5,090円	1,350円

認定こども園（教育標準時間）

定員区分	年齢区分	賃金改善部分	国家公務員給与 改定対応部分
15人まで	4歳以上児	4,280円	740円
	3歳児	4,660円	830円
	満3歳児	5,260円	1,000円
16人から 25人まで	4歳以上児	2,580円	460円
	3歳児	2,960円	550円
	満3歳児	3,560円	720円
26人から 35人まで	4歳以上児	1,910円	360円
	3歳児	2,290円	450円
	満3歳児	2,890円	620円
36人から 45人まで	4歳以上児	1,520円	320円
	3歳児	1,900円	410円
	満3歳児	2,510円	580円
46人から 60人まで	4歳以上児	1,240円	250円
	3歳児	1,620円	340円
	満3歳児	2,230円	510円
61人から 75人まで	4歳以上児	1,090円	240円
	3歳児	1,460円	340円
	満3歳児	2,070円	500円
76人から 90人まで	4歳以上児	980円	350円
	3歳児	1,360円	440円
	満3歳児	1,960円	610円
91人から 105人まで	4歳以上児	1,030円	210円
	3歳児	1,410円	300円
	満3歳児	2,010円	470円
106人から 120人まで	4歳以上児	960円	200円
	3歳児	1,340円	290円
	満3歳児	1,940円	460円
121人から 135人まで	4歳以上児	920円	310円
	3歳児	1,300円	400円
	満3歳児	1,900円	570円
136人から 150人まで	4歳以上児	870円	190円
	3歳児	1,250円	280円
	満3歳児	1,860円	450円
151人から 180人まで	4歳以上児	800円	160円
	3歳児	1,180円	250円
	満3歳児	1,790円	420円
181人から 210人まで	4歳以上児	750円	180円
	3歳児	1,130円	390円
	満3歳児	1,740円	560円
211人から 240人まで	4歳以上児	720円	150円
	3歳児	1,100円	250円
	満3歳児	1,700円	410円
241人から 270人まで	4歳以上児	680円	150円
	3歳児	1,060円	240円
	満3歳児	1,670円	410円
271人から 300人まで	4歳以上児	660円	270円
	3歳児	1,040円	360円
	満3歳児	1,640円	530円
301人 以上	4歳以上児	640円	130円
	3歳児	1,020円	220円
	満3歳児	1,620円	390円

認定こども園（保育認定）

定員区分	年齢区分	賃金改善部分	国家公務員給与 改定対応部分
10人まで	4歳以上児	6,760円	1,710円
	3歳児	7,180円	1,820円
	1、2歳児	8,580円	2,310円
	乳児	10,860円	2,840円
11人から 20人まで	4歳以上児	4,020円	1,000円
	3歳児	4,440円	1,110円
	1、2歳児	5,840円	1,480円
	乳児	8,120円	2,010円
21人から 30人まで	4歳以上児	2,830円	810円
	3歳児	3,250円	920円
	1、2歳児	4,650円	1,240円
	乳児	6,930円	1,800円
31人から 40人まで	4歳以上児	2,190円	680円
	3歳児	2,610円	790円
	1、2歳児	4,010円	1,210円
	乳児	6,290円	1,780円
41人から 50人まで	4歳以上児	2,080円	600円
	3歳児	2,500円	710円
	1、2歳児	3,900円	1,010円
	乳児	6,180円	1,530円
51人から 60人まで	4歳以上児	1,800円	520円
	3歳児	2,230円	630円
	1、2歳児	3,630円	920円
	乳児	5,910円	1,450円
61人から 70人まで	4歳以上児	1,610円	400円
	3歳児	2,030円	510円
	1、2歳児	3,430円	990円
	乳児	5,710円	1,520円
71人から 80人まで	4歳以上児	1,470円	360円
	3歳児	1,890円	470円
	1、2歳児	3,290円	880円
	乳児	5,570円	1,410円
81人から 90人まで	4歳以上児	1,350円	340円
	3歳児	1,780円	460円
	1、2歳児	3,180円	840円
	乳児	5,460円	1,360円
91人から 100人まで	4歳以上児	1,230円	280円
	3歳児	1,650円	390円
	1、2歳児	3,050円	890円
	乳児	5,330円	1,420円
101人から 110人まで	4歳以上児	1,160円	350円
	3歳児	1,580円	460円
	1、2歳児	2,980円	780円
	乳児	5,260円	1,310円
111人から 120人まで	4歳以上児	1,100円	230円
	3歳児	1,520円	350円
	1、2歳児	2,920円	760円
	乳児	5,200円	1,280円
121人から 130人まで	4歳以上児	1,050円	340円
	3歳児	1,470円	450円
	1、2歳児	2,870円	750円
	乳児	5,150円	1,270円
131人から 140人まで	4歳以上児	1,010円	330円
	3歳児	1,430円	440円
	1、2歳児	2,830円	750円
	乳児	5,110円	1,280円
141人から 150人まで	4歳以上児	970円	320円
	3歳児	1,390円	430円
	1、2歳児	2,790円	740円
	乳児	5,070円	1,270円
151人から 160人まで	4歳以上児	1,020円	310円
	3歳児	1,440円	420円
	1、2歳児	2,840円	730円
	乳児	5,120円	1,260円
161人から 170人まで	4歳以上児	990円	190円
	3歳児	1,410円	310円
	1、2歳児	2,810円	720円
	乳児	5,090円	1,240円
171人以上	4歳以上児	960円	210円
	3歳児	1,380円	320円
	1、2歳児	2,780円	720円
	乳児	5,060円	1,250円

家庭的保育事業

賃金改善部分	国家公務員給与 与 改定対応部分
9,960円	870円

小規模保育事業（A型）

定員区分	年齢区分	賃金改善部分	国家公務員給与 与 改定対応部分
6人から 12人まで	1、2歳児	6,850円	1,240円
	乳児	9,110円	1,860円
13人から 19人まで	1、2歳児	5,170円	1,020円
	乳児	7,430円	1,650円

事業所内保育事業

（定員19人以下）

定員区分	年齢区分	賃金改善部分	国家公務員給与 与 改定対応部分
5人まで	1、2歳児	13,080円	1,930円
	乳児	15,330円	2,500円
6人から 12人まで	1、2歳児	6,780円	1,070円
	乳児	9,050円	1,640円
13人から 19人まで	1、2歳児	5,120円	900円
	乳児	7,400円	1,480円

事業所内保育事業

（定員20人以上）

定員区分	年齢区分	賃金改善部分	国家公務員給与 与 改定対応部分
20人から 30人まで	1、2歳児	4,130円	1,060円
	乳児	6,400円	1,540円
31人から 40人まで	1、2歳児	3,630円	900円
	乳児	5,900円	1,370円
41人から 50人まで	1、2歳児	3,590円	870円
	乳児	5,860円	1,340円
51人から 60人まで	1、2歳児	3,370円	920円
	乳児	5,660円	1,390円
61人から	1、2歳児	3,220円	880円
	乳児	5,490円	1,360円